

水産政策審議会企画部会

第 1 1 9 回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第119回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和8年7月14日（火）13時01分

閉会 令和8年7月14日（火）15時08分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員） 神吉 佳奈子 窪川 敏治 佐々木 貴文
武井 ちひろ 細谷 恵 町野 幸
三浦 秀樹 渡部 完 渡邊 英行

（特別委員） 井出 留美 釜石 隆志 後藤 理恵
齋藤 広司 新谷 真寿美 関 義文
副島 久美 笛木 大二郎 前田 若男

3. 水産庁側出席者

高橋漁政部長 柿沼資源管理部長 魚谷増殖推進部長
中村漁港漁場整備部長 清水企画課長 永田水産経営課長
御厩敷漁業保険管理官 櫻井管理調整課長 藤田栽培養殖課長
松田研究指導課長 冠内水面漁業振興室長 梅田企画課調査官

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第119回企画部会
議事次第

日 時：令和8年7月14日（火）13:01～15:08

場 所：農林水産省8階 中央会議室

（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

1 開 会

2 議 事

（1）経営環境の変化にも対応できる経営体の育成について

①養殖業

②内水面漁業・養殖業

③栽培漁業

④経営安定対策

（2）その他

3 閉 会

○企画課長 定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第119回企画部会を開催いたします。

本日の事務局を務めます水産庁企画課長の清水でございます。よろしくお願いします。

まず、委員の出席状況について御報告申し上げます。

水産政策審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中ウェブによる御参加も含め9名の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

また、特別委員は16名中、オンラインでの御参加を含め9名が御出席されています。

当審議会の議事の取扱いにつきましては、会議は公開、傍聴者もお見えになっています。議事録を作成し公開することとされておりますので、後日水産庁のホームページに掲載して公表させていただきます。

それでは、今回の配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第と、委員の名簿と、あと「経営環境の変化にも対応できる経営体の育成」ということで資料がございます。

もし足りない資料等がございましたら、お知らせ願います。

それでは、ここからの議事進行は佐々木部会長にお願いしたいと存じます。

佐々木部会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木部会長 部会長の佐々木です。いつも大変お世話になっております。

皆様におかれましては、御多忙中、御参集くださり誠にありがとうございます。

それでは、本日の議題に入っていきたいと思います。

本日の議題ですけれども、前回に引き続きまして、次期水産基本計画に関わります経営環境の変化にも対応できる経営体の育成についてとなっております。具体的には、養殖業、内水面漁業・養殖業、陸上養殖、栽培漁業、経営安定対策のそれぞれについて議論してまいります。

本日の企画部会でテーマ別の議論は3回目となりますけれども、次期水産基本計画に関わります御意見の頂き方について、改めてお願いがございます。

前回もお伝えしたとおりですけれども、今回も次期水産基本計画の検討の場となっておりますので、我々には、水産庁が検討を進めるに当たり参考となり得る新たな視点やアイデア、事例等が求められていると承知しております。委員の皆様におかれましては、是非そのような視点で御発言いただけますと幸いです。

それでは、事務局より本日の資料につきまして御説明をお願いしたいと思います。

○栽培養殖課長 では、説明させていただきます。栽培養殖課長、藤田と申します。よろしく願いいたします。

大変盛りだくさんなので、ちょっとポイントだけを突いていくような形になりますけれども、御容赦いただきたいと思います。後で質疑応答でお答えしていきたいと思います。

めくっていただきまして目次がございますけれども、私、養殖などを担当しております、ちょっと見にくくて恐縮ですけれども、幾つかのパートに分かれておりまして、1が海面養殖でございます。2が内水面漁業・養殖業で、3というところが陸上養殖についても触れます。4の方にいていただきまして栽培漁業、さけます、それからそれ以外のものというふうに触れます。あと、説明者は替わりますけれども、経営安定対策という形で説明をまいります。

おめくりいただきまして、資料の2ページ以降が海面養殖となっております、更におめくりいただきまして、5ページ目、お願いいたします。

最初に、海面養殖業の現状分析について説明してまいります。

まず1行目にありますけれども、世界全体では養殖業の占める割合というのは6割に達しておりますけれども、我が国は2割程度となっております。左下のグラフがそれを表しております、オレンジ色の部分が海面養殖の部分となっております。

生産量全体の動向につきましては、90年代をピークに減少傾向になっているのが見て取れるかと思います。右側の方にグラフを付けております。右側の上の方のグラフがそれでございます。

次のページへいていただきまして、種苗に関するものでございます。養殖業には種苗が重要でございます。

一つ目の点にありますけれども、持続的な養殖業を実現していくためには、人工種苗の生産を拡大していくという方針で進めてきておるところでございますが、依然として多くを天然資源に依存する魚種が多くなっているという状況です。不漁とか採苗の不振などによって影響を受けるということが起きておりますし、輸入に依存しているものについては、その輸入の影響を受けることがございます。

2個目の点が特にポイントになりますが、これまで国内で人工種苗の導入が進んでこなかった理由であります、天然と比べまして、成長性、それから健苗性というところで優位性がなかったということですとか、人工種苗の需要が不安定であったために、その生産のための投資が進まなかったということがあろうかと分析をしているところでございます。

三つ目の点で、優位な人工種苗を生産していくことが必要であろうということを書かせていただいております。下の左側のカラフルなグラフがありますけれども、これは、人工種苗をうまく生産することによって、いろんな形質で優れたものが生み出されていくんだと、ちょっと上がっているような感じで見て取れると思いますけれども、そういうようなグラフを付けております。

次のページをお願いいたします。7ページであります、今度は餌などの現状分析になります。

下の方に図がございます、真ん中に青色で配合飼料と書かれております。その辺を見ていただきたいんですけども、養殖業者のところに配合飼料63万トンという矢印が伸びています。その上に生餌73万トンとございますが、今、配合飼料の占める割合を、これ、割合にすると47%ということになっております。もともと養殖業成長産業化総合戦略というものを立てていまして、この目標を実現すると、そのために増産分を仮に配合飼料で賄おうと思います、更なるかなりの増産が必要になってくるというような状況でございます。

2個目のポツに書いてありますけれども、餌代は、生産コストのうち約7割を占める状況になっています。

三つ目のポツに書いてございますけれども、生餌の話を書いてありますが、イワシとかサバなどが原料ですけれども、漁獲量、それからほかの需要との兼ね合いで価格が高騰する、それが養殖経営に跳ね返ってくるということが起きております。また、生餌が高騰したとしても、クロマグロとかカンパチなどの魚種は、やはり生餌にとっても嗜好性が高いものですから、切替えが進まないということも起きているところでございます。

四つ目の点に書いているところとしましては、配合飼料の主な原料は魚粉になるわけですが、その魚粉の調達に関しても、需要が高まっていたり、為替の影響で買い負けたりだとか、原料が不漁になるとか、いろんな影響でなかなか厳しい状況が続いているところでございます。そのような形を整理しております。代わりになる、代替の原料になるようなものを求めているわけですが、その開発・実証もまだ半ばということを書かせていただいております。

次の8ページ目をお願いいたします。これは漁場について着目した分析の資料でございます。

まず、1 個目のポツに書いてあることは、海面の水温が上昇しておりまして、魚類、貝類、藻類、それぞれで様々なマイナスの影響が出ているということを書かせていただいております。

二つ目のポツでございますけれども、この辺りは病気の対策みたいなことが書いてありまして、輸入の検疫ですとか国内防疫を適切に実施してきた結果、左の下の方のグラフにございますけれども、低い割合で疾病の被害率は抑えられてきているという現状がございます。病気に対してはちゃんと対応してきているということを書かせていただいております。

次の9 ページ目、お願いいたします。これは赤潮とか沖合漁場、沖合養殖に関するところについてまとめさせていただきました。

一つ目のポツでありますけれども、今年もそうですけれども、赤潮の被害というのが確認されております。左側の方に表で被害額を表しております。この回避のために、足し網といいまして、網を深くすることで魚が逃げられるスペースを作るための足し網を導入するですとか、各種対策を実施してきておるわけでありまして、まだまだ対策は十分でないという状況であろうかと思っております。被害を回避し切れていない面があるかと思っております。

それから、二つ目のポツに書いてありますのは、今、養殖が行われています内湾の静かな海域でありますけれども、これは既に多くの区画漁業権が設定されていて、漁場が過密な状態になっているということを書かせていただいております。

それから、三つ目のポツで書いてありますのは漁場改善計画というもので、適正な養殖数量というものを定めておるんですけれども、この適正数量の設定というものも見直していく必要があるということを書いています。

さらに、沖合養殖に関してですけれども、期待がされるんですけれども、なかなか沖合を利用しようとしても、ほかの漁業者の方との調整が必要になったりだとか、あとは従来のやり方を大きく変えることが必要になるという課題があるということを整理しております。

次の10ページでございます。経営体に着目した分析でございます。

養殖経営体は、経営体数は減少しているわけではありますが、一番右側のグラフを見ていただければと思いますけれども、1 経営体の生産規模を見てみますと、これは拡大しているというのが今進んでいるところでございます。やはり小規模な経営体の数が多いわけで

ありますけれども、そういう方々ができる作業は協業化していくということが有効と考えられますけれども、なかなか個人経営主さん同士の協業化というのは、いろんな面で、事業の合理性だけではない面でなかなか難しい面もあって、それを乗り越えるノウハウがまだ蓄積されていないというところが、協業化が進んでいない一因であろうというふうに分析をしています。

次の課題が11ページに書いてございますけれども、その次の12ページの方向性と重複いたしますので、時間の関係上、方向性の方を説明をさせていただきたいと思います。

まず、幾つかの点に分けて整理をしております。一番上に書いてありますけれども、養殖業の方向性としては、経営をしっかりと安定させて、更なる投資ができるような成長産業にしていきたいというふうに考えています。

種苗に関しましては、ゲノムの関連の技術なども使いまして、人工種苗の開発や普及をしっかりとやっていきたいと思います。それから、初期餌料の開発など生産技術の向上も図っていききたいと思いますし、専門人材の育成ですとか、老朽化した施設の改修なども進めていきたいと思っています。

餌に関連するものでありますけれども、天然資源や輸入に依存をしない飼料の原料の開発、代替原料を使った飼料の開発などを推進していきたいと思っています。

養殖漁場の環境の話でございますけれども、海洋環境の変動に対応した深場での養殖ですとか水中給餌など、新しい効果的な養殖手法の開発や普及を進めていきたいと思います。赤潮に対しても、モニタリングの体制の整備などを進めていきたいと思っていますところでございます。

経営体のところですが、スマート技術の導入でありますとか、協業化、事業の統合化を進めていきたいということで考えています。

防疫・医薬品のところですが、迅速な魚病の診断でありますとか衛生管理の徹底などについて、引き続き継続して実施していきたいと考えているところでございます。

ちょっと駆け足で恐縮ですが、次の内水面漁業の方に移らせていただきたいと思います。ページ、飛びまして16ページをお願いいたします。

我が国の内水面漁業でございますが、食料供給源としての機能のほかに、2行目の方に書いてありますが、釣り、それから自然体験活動の機会の提供など、多面の機能を有していると思っています。

生産量でございますが、一番左側のグラフに書いてありますが、中でも一番多いのはシジミ。青色で示した部分ですけれども、シジミは比較的漁獲量を維持しておりますが、サケなど一部の業種については漁獲量が減っているということで、全体としては落ち込んでいるというところが見て取れるかと思います。

それから、一番右側が、サケのいろんな町で購入できる量が増えているというグラフが、上下見ていただけるとそういうことなんですけれども、長い目で見ますと、コイやフナといった、そういう魚からサケ類などに置き換わるといったようなことが、需要が減退している原因であろうということで分析をしております。

次のページ、お願いいたします。17ページになります。

内水面漁業の経営状況の分析などですけれども、1個目のポツに書いてありますのは漁協についての分析ですが、内水面漁協は、水産動植物の増殖、それから清掃、監視など自然環境の保全などに貢献をさせていただいておりますが、多くが中山間地域にありまして、日本の人口減少の影響を受けているということだろうと思います。また、組合員さんのうち、漁業を実際に営まれている方は4.5%程度で、多くが遊漁者という形態で成り立っている組合でありますので、遊漁人口の減少が組合員数の減少に影響しているということが言えると思います。趣味が多様化したりですとか、車を持たない若者が増えたといったことが遊漁人口の減少なんではないかということで分析もしております。

内水面漁協の二つ目のポツですが、漁協の主な収入について右側の下の表にまとめておりますけれども、補償金とか協力金・補助金が34%、そして遊漁料が約30%、それ以外に組合賦課金などが、こういうふうに記載のとおりでございますけれども、やはり組合員が減少することに伴いまして、下二つの組合員の賦課金とか漁業権行使料というのはどんどん減ってまいりますので、やはりこの遊漁料収入をどうやって伸ばすか、それが課題になってくるであろうと考えているところでございます。

次の18ページをお願いいたします。こちらはカワウとか外来魚、そういった話についてまとめています。

カワウにつきましては、左側の方のグラフを見ていただければと思いますが、一時、集中的に捕獲をしまして数は減ったんですけれども、今リバウンドしてしまっているというのが現状です。これは、やはり捕獲を無計画にやっていた面がございまして、逃げたカワウが拡散してしまったという現象が起きているということでもあります。

真ん中、外来魚ですけれども、こちらについてはグラフが減っているように見ていただければと思いますが、低密度の管理がうまく具合に実現できているというところが見て取れますが、一方で、ブラウントラウトとかレイクトラウトといった新しい外来魚の増加が懸念をされております。

それから、一番下のポツでございます。河川管理の話ですけれども、現状、なかなか治水とか利水を追求している開発が進んだ結果、自然の形を残さない河川が増えているというのが、写真のようなものでございますが見て取れるということで、やはり工事発注者、施工者の河川環境管理にもう少し理解をしていただきたい面もありますが、漁業関係者の方々と関係が良好でなかったりする面もありまして、そこら辺が原因になっているという面があるのではないかと分析しております。

次ですけれども、課題、それから次のページの方向性であります、こちらもちょうと時間の関係上、方向性の方だけ説明をさせていただきたいと思います。

内水面の今後の方向性ということでありますけれども、やはり1点目でございますが、遊漁者の増大をしっかり図っていくということが必要だと考えております。そのためには、遊漁者の利便性の向上をさせると、そのために、電子遊漁券で券がいつでも買えるようにするでありますとか、そこから得られたデータを使って魅力ある釣り場づくりを推進していく、さらには森業とか民間企業との連携をしていくとか、公的な活動によって収入を得るといったことを進めていく必要があるかと思っています。

カワウに関しましては、リアルタイムでまとめたシステム、生息状況をリアルタイムで把握して対応できるような体制を整えるであるとか、外来魚に関しましては早期の防除対策を実施するといったことが必要だと思います。

さらに河川管理につきましては、河川・森林関係の方々と合同で協議を行うなどして、良好な河川環境を維持していくという機運を醸成していくということをしていきたいと考えているところでございます。

次の21ページでございます。内水面の、今度は養殖業の方の話になってまいります。

養殖業で代表的なものとしてウナギがありますけれども、二つ目のポツを御覧いただきたいと思います。シラスウナギは天然資源に今100%依存しておりまして、採捕量が年ごとに非常に大きく変動いたします。左側のグラフがそれを指しております。赤線が波打っているのが見て取れるかと思いますが、足りない部分が輸入に依存するという形になっておりますが、昨年のワシントン条約の締約国会議の中でも、このウナギに関連する貿易の規制

案が提案されたということで、こういうことが我が国の産業に影響を与える可能性があるということであろうかと思います。

一方で、四つ目の点に書きましたけれども、シラスウナギの人工種苗の開発についても継続しておりますが、まだ1匹当たり1,800円と、コストはかなり低下はしましたけれども、天然シラスウナギの取引のまだ3倍程度ということで、ここがまだもう少し技術開発が必要な部分になろうかと思います。

その下のポツにも書いてありますが、生産能力が現時点では年間4～5万尾ということで、種苗全体に占める割合のまだ1%にも満たないので、このあたりの更に技術開発が必要だと考えているところでございます。

一番下のポツに書きました錦鯉でありますけれども、輸出が非常に好調でありまして、元々令和12年までの輸出目標額を100億円としておりましたが、これを令和7年で前倒しを達成しているということでございます。

その次でありますけれども、22から23ページにかけまして、また課題と方向性を書いておりますが、こちらも方向性を説明させていただきます。23ページをお願いいたします。

まず1個目の点ですけれども、内水面養殖業については、養殖生産量の増大を目指していきたいと思います。

それから、ウナギの人工種苗の量産化に向けましては、より多くの民間事業者の方々に参入していただけるような体制を作っていくということが必要だと思いますし、加えて、その量産化した技術を海外に流出するということを防がなければいけないと思っております。

それから、三つ目のポツですけれども、ウナギの人工種苗の利用が進みますと、今、資源を守るために池入れの数量などの管理をしているわけでございますけれども、ひょっとすると、こういう上限を設けなくてもよくなってくる可能性もあるわけでございますので、こうした技術の進展を見ながら、今の仕組みを見直していく必要があるのかどうか、このあたりも今後長期的に考えていく課題だろうと思っております。

それから、ウナギの貿易の透明性の話を四つ目に書いていますけれども、外国で適法に獲られたものかどうかというのを判断する、そういった仕組みなんかも検討していく必要があると思いますし、五つ目の点でございますが、今、日中韓台の4か国・地域で実効性ある管理をやっているわけですから、この枠組みを引き続き続けていくということ、

最後に錦鯉に関しては、日本産の価値と信頼性を高める取組をやっていく必要があろうか
と思いますということを書いているところでございます。

続きまして、すみません、陸上養殖の話に移らせていただきたいと思います。26ページ、
お願いいたします。

26ページ、これは前提が書いてあるわけですがけれども、漁業・養殖業に、今、海洋環境
の変化に伴って様々な影響が出ております。我々申し上げたいのは、三つ目の点が特に力
を入れて申し上げたいところですが、水産業にとって海が天然かつ最大の生産装置である
と思っています。国民の食料供給、特に水産物のたんぱくの供給について、引き続き漁業
ですとか海面養殖業が中心を担うということが、もちろん当然のことながら期待されるわ
けでございます。その一方で、こうした中で陸上養殖に関しては、まだ今、生産量が非常
に大きいとは言えませんが、今後、気候変動などの影響を受けにくいという面にお
いて、位置付けが少しずつ高まっていくであろうと想定をしているということでございま
す。

陸上養殖の生産量は、右側のグラフの上に書きましたけれども、今約7,000トンで、パ
ーセントに直しますと1%未満という、そのぐらいの量でございます。

次のページをお願いいたします。陸上養殖の現状の届出の様子を書いております。これ
は後で御覧いただければと思いますので、省略させていただきます。

28ページ目になりますが、陸上養殖の現状分析で、届出を我々頂いておりますけれども、
その変動の様子を表しております。見ていただきたいのは三つ目のポツでございます。
前年度と比べて顕著に出荷が増加したのは、ニジマス62%増、スジアオノリ94%増、バナ
メイエビ66%増、クロアワビ475%増などが、ここ1年間で顕著に出荷量が増えたもので
ございまして、特にニジマスに関しては、後で説明しますが、閉鎖型の循環式の陸上養殖
による出荷数量が増えたと分析をされているところでございます。

次の29ページ、30ページが陸上養殖の仕組みについて絵で描いたものでございますが、
ちょっと時間の関係上、割愛させていただきます。かけ流し式、それから半循環式、循環
式と、だんだん高度になっていくにつれましてコストも上がります。ただ、かけ流し式だ
と場所が、やっぱり水をくむという意味で限定されるのに対して、閉鎖循環式だといろん
なところに移っていけるという、そういったメリット、デメリット、それぞれありますと
いうことが書いてございます。

30ページも同様にコストについて整理をしておりますので、後で御覧ください。

31ページが現状の分析ということで、外国の動向についてまとめております。

令和8年5月に、今年、水産庁の職員をアメリカの国際会議に派遣をいたしまして様子を見てまいったんですけれども、下の一例としてノルウェーとか韓国の例を付けておりますけれども、各国とも陸上養殖に官民挙げて力を入れているという、そういう姿が見て取れた次第でございます。

それから、次のページにいきまして32ページになりますけれども、陸上養殖、現状分析で、各分野ごとの現状分析をしたものでございます。

まず養殖の生産の技術でございますが、我が国でかけ流し式の陸上養殖というのは長年営まれてきておりますので、技術がかなり確立しておりますけれども、先ほど見ていただきました閉鎖循環式のような陸上養殖、新しいものについては、先行してこの分野に取り組んできた外国の企業の製品が優れておりますので、我が国の陸上養殖の事業者も海外製品に大きく依存している状況が見て取れます。こういう海外に技術を依存するということは、広い目線で見ますと食料安全保障、それから経済・社会的なリスクといったものがあるかというふうに見ております。

種苗に関しては、特に閉鎖型の陸上養殖となりますと、初期投資が非常に高額になるものを回収していかなければいけませんので、高い成長性とか、安定調達ができるとか、安定生産できるといったものが追求されます。日本ではブリとかマダイなどの一部の品種の優良品種の作出に向けた取組が行われてまいりましたけれども、サケ類、サーモン類については、やはり外国で長年にわたり取り組まれてきた種苗の方が優れている現状がありますので、外国産の種苗を利用されている事業者の方が多いというところが見て取れるところでございます。

餌に関しましても、一層シビアなコストの抑制が求められるのに対しまして、価格が高騰しているというところに対応しなければいけないということがございます。それに関連してセーフティーネットの事業があるわけですが、ここはなかなか、使用料をチェックするという意味で団体を介した加入が必須となっているんですけれども、個社のような方が利用が難しいシステムになっていますので、このあたりが一つ課題ではないかという分析をしております。

続きまして、33ページでございます。

施設の整備、その運用に関するものでありますけれども、やはり初期投資が高額になるといったことが書いてございます。下のよう、ちょっと絵で描いてありますけれども、

この陸上養殖の分野、いろんなヒアリングをしましたけれども、①から②、③という形で、小さいところで実験をして、それをだんだん大きくしていくということが皆さんやっておられるわけですが、それぞれの段階で実証を繰り返さなければいけないのでコストが掛かっていると、それから技術開発も大変であるといったような話を伺います。

それに関連して人材の育成に関しても、様々な魚の生態だけではなくて、プラントの設計であるとか、様々な技術が必要になるわけですが、専門人材、それぞれの分野にいますが、陸上養殖全体をつなぐような人材というのがまだいないというのが現状でございます。

資金繰りに関しましても、こういう閉鎖型の循環式のような大きな陸上養殖施設を造るに当たりましては多額の資金が必要になるし、金融機関側も、適切に審査をする能力を持ったところがまだ少ないというのが現状としてまとめられております。

それから、次の34ページ、35ページにかけまして課題を整理しておりまして、ここもまた同様に割愛しまして、36、37ページで方向性を説明させていただきたいと思います。

陸上養殖生産技術に関しましては、様々な生産技術のモジュール、これ、一個一個の技術の要素みたいなイメージですが、要素をしっかりと作り出して、それを統合したシステムを作って商品化して国内外に展開していく、そういう取組を推進していきたいと思います。国が持っている知見をプラットフォームのような形で民間の皆様方にも提供していく、こういうこともやりたいと思いますし、三つ目に書いてありますのは、様々な技術、プラントに関連する技術なども関係しますので、関係者を集めたプラットフォームのようなものを、こちらも構築していきたいと思っています。

種苗に関しましては、公的研究機関、それから民間研究機関によりまして、優れた種苗の育種が進むように、技術開発が進むように支援をしていきたいと思いますし、一番最後にかきましたけれども、種苗生産設備の整備を推進していくということもやりたいと考えております。

餌に関しても同様で、公的研究機関、民間事業者の開発の取組を推進をしていくといったことをやっていきたいと考えておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

37ページになりますけれども、施設・整備の運用ということで、様々な大規模な投資が必要になってまいりますので、国のいろいろな制度を活用しながら民間の投資を呼び込むということをやってまいりたいと思いますし、民間だけではなくて、時と場合によっては、

都道府県などが道路ですとか用水ですとか、そういったインフラを整備しなければいけませんので、そういったことも進めていく考えでございます。

それから人材育成、そして資金繰りについてもできる限り支援をしていくということ、すみません、割愛しますが書かせていただいております。

時間の関係上、駆け足になっておりますが、最後になりますが、栽培漁業のパートを説明させていただきます。44ページ以降となります。

まず現状分析としまして、まずここは、さけます以外の一般的な栽培漁業の話を書いてございます。

現在、第8次栽培漁業基本方針というものに基づきまして、2個目のポツの中ほどになりますが、延べ271種の栽培漁業が実施をされております。これによりまして、次の行に移りますけれども、種苗放流をした結果、効果があった、寄与している事例と効果が低かった事例というものが、それぞれ見て取れるところでございます。結果的に一部の都道府県の中では、最後の行になりますが、32魚種で現状休止や中止を検討しているという状況にあります。一方で、近年に急激に資源量が減っていますタイラギなど、新しい魚種の放流をやり始めたといったような事例もあるという状況でございます。

次のページ、46ページをお願いいたします。

資源造成の効果が低い要因についてまとめていますが、2行目に書いてありますように、適地の放流ができていないという点が、各県の都道府県の水産試験場から指摘をされています。特に広域に移動する魚種については、その適地が自分の県の中にある場合もあるわけでございます。一方で、お金を負担していただいている漁業者の方々からすると、自分の県域じゃなくて他県で放流するということに関して理解が得られないというようなことで、なかなか適地放流に結び付いていないといったようなことが一つ分析としてあるかなと思っております。

2個目のポツでございます。こういう中で、広域で連携して実施していこうという広域プランというものを実施しております。ここで正に県境にとらわれない海域に集中放流するといったことをやってきております。

下の絵の右側の方を御覧いただきたいと思います。研究事例として、九州で広域プランで実施しているトラフグの放流の例でありますけれども、三つ目のポツで放流海域とありますが、各県の地先で放流していたものを、有明海の奥と山口県で放流するということ

やった結果、海域全体の漁獲量が24%増えたという、こういう研究もなされておりますので、こうしたことを進めていく必要があるのではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。

47ページになりますけれども、こちらは費用負担の点を分析したものでございます。

一番上のポツの2行目後半あたり、御覧いただきたいと思いますが、やはり漁獲量に応じて受益者負担の割合が低下して、公的機関による負担が生じているなど、現状の仕組みのままでは、なかなか仕組み費用が賄えずに、結果的に放流数を減らしているといった事例も見取れます。

右側の下の方に例がございますけれども、過去は青色の受益者負担分で全て賄えたものが、現状になりますとコストが上がってきて、かつ受益者も負担する能力が少し減ってきて、結果的にオレンジ色の公的負担が増えているといったようなことも生じているところでございます。

そのほか課題としましては、一番下のポツに書きましたが、施設の老朽化、技術者の高齢化といった点も挙げられるかと思っております。

それから、次に、ちょっとまた課題を飛ばしまして、49ページをお開きいただきたいと思っております。

さけます以外の今後の方向性ということについて書かれておりますけれども、二つ目のポツを御覧いただきたいと思いますが、海洋環境の急激な変化に対応した放流を行うために、引き続き水質環境とか餌の環境の検証を行っていくということをやりたいと思います。

また、新しく開発されましたDNAの標識技術、これにより正確に放流効果が分かってくるわけでありまして、放流効果の正確な把握、そういったものに努めたいと考えております。

ちょっと飛ばさせていただきまして、一番最後のパートになりますけれども、50ページ、お願いいたします。さけますの話でございます。

日本の沿岸で漁獲されますさけ・ます類でございますが、約9割以上をシロサケが占めています。このシロサケの資源のほとんどがふ化放流事業によって維持をされているわけでございます。日本にとって、とても大事な資源でございます。

真ん中の方にサケの漁獲量の推移を書いてあります。グラフを御覧いただいた方が分かりやすいと思いますので、青いグラフがあると思いますが、それを見ていただければと思

います。近年、急激に減少しているというところが、特にここ一、二年が非常に厳しい状況が如実に出ているというところが見て取れるということだと思います。

次の51ページ目をお願いいたします。

これまでの研究で、資源の減少した要因といたしまして、やはり親潮が少し弱くなっているでありますとか、ほかの外洋域でのサケ、それからサケ科以外の魚との餌の競合など、いろんな原因があるのではないかと考えられているところでございます。

2 個目のポツでございますが、特に不漁が著しい本州の太平洋側では、こうした状況を踏まえまして、ふ化場を大きなふ化場の方に拠点化をいたしまして、ふ化放流事業の合理化を進めるという取組が行われています。具体的に申しますと、例えば今までですと、放流のための1グラム程度のサケの稚魚を生産するためのふ化場で、異なる魚種で大型、100グラム以上の養殖用の種苗を生産できるかといった施設の適正な利用について検証することが行われているところでございます。

この三つ目のポツになりますが、サケの水揚げに依拠していましたサケの定置網漁業、ここからの不漁が起きて収入減が響いておりまして、定置漁業者の方々が負担をしながらふ化放流事業というものを回していたわけですが、このサイクルを回すことがなかなか今難しくなっているという現状も見えて取れるところでございます。

最後になりますけれども、53ページ、お願いいたします。

現在の海洋環境と今後の方向性についてまとめています。現在の海洋環境と地域の実情に対応した形で、サケ資源、それからふ化放流体制、そして操業体制、この三つを合わせて再構築をしっかりと進めていきたいと考えています。サケの資源に関しましては、不漁の要因のさらなる調査を行っていくこと、それから、サケが戻ってくる回帰率を向上させるために、できるだけ大きな稚魚をふ化放流していくと、そういったことについての技術開発などを進めていきたいと思っております。

それから、②になりますふ化放流体制でございますが、各地に今点在するふ化場を規模の大きなふ化場に拠点化を進めていく。拠点化しないものについては、ほかの用途についてしっかりと活用していく、そういっためり張りを付けることを考えていきたいと考えております。

③については、来遊の減少に応じたサケの定置を協業化するとか、共同経営するなど、あとは養殖との兼業をするなど、そういったさらなる合理化というか、次のステップに進めることをやっていきたいと思っております。

私の説明は以上になります。

○水産経営課長 水産経営課長の永田でございます。

54ページから始まります5の経営安定対策のうち、漁業経営に対する金融支援について御説明いたします。

55ページは割愛させていただきまして、56ページ、御覧ください。

漁業経営に対する金融支援といたしまして、漁業者が経営改善計画を策定し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることで、漁船や施設の整備ですとか経営の合理化等に必要な資金融通の円滑化等の支援が受けられる漁業経営改善制度というものがございます。制度については59ページに資料がありますので、御参照いただければと思います。

まず、この制度の新規認定者数の推移についてですけれども、56ページ下の左側のグラフを御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響により先行き不透明な経営環境にあった令和2年度、令和3年度は大きく減少しましたが、最近では増加傾向に転じております。令和5年度の制度見直しにより、新たな技術の導入等に取り組む場合には目標の基準が緩和されています。この効果もありまして、令和6年度には大きく増加いたしました。

しかしながら、右側のグラフにありますとおり、この制度を利用している経営体の割合というのは依然として低い水準にありまして、目標を下回っているという状況にございます。また、制度の利用状況には地域差が見られまして、漁業者の申請手続への負担感や、計画認定に伴う支援措置が事務的負担に見合わないといったことが、利用が進まない一因となっていると考えられます。

57ページを御覧ください。

次に、この経営改善計画の目標達成の状況についてです。

左側のグラフにあります目標達成率ですけれども、令和3年から5年においては新型コロナウイルスの影響等により大幅に下落しましたが、そのほかはおおむね7割で推移しておりまして、この制度が利用者の経営改善に一定の貢献をしていると評価できます。しかし、目標未達成者の中には、不漁や物価高騰等の外部要因によりまして取組の効果が相殺されてしまうというケースも見られました。

この制度は、設備投資を通じた漁業経営改善を主な目的としていますが、この57ページの右の表にあるとおり、漁業経営は生産コストの増加により漁労所得が低下し、積極的な設備投資が難しい状況にあります。特に個人経営体では経営体数の減少が顕著であり、本制度の利用が進みにくい状況にあると考えられます。

58ページを御覧ください。本制度の課題と今後の方向性です。

課題としましては、新規認定者数のさらなる増加に向けた制度に係る申請手続の負担軽減や支援措置の改善、また漁業者が経営改善に取り組みやすい環境を整えるため、現状の課題を整理した上で協業化、法人化を促進し、継続的な支援を行うなど制度の見直し、さらに新たな設備投資等の資金需要に対応できるよう運用改善等の検討が挙げられます。

これらの課題を踏まえた今後の方向性を、下に二つの柱で記載しております。

一つ目は漁業経営改善制度の充実です。制度利用に地域差がある現状を改善するための説明会の継続や、漁業者に対する計画策定のサポート強化、また、計画的に漁業経営の基盤強化に取り組む漁業者への支援措置の改善、さらに都道府県や関係団体と情報交換を行いつつ、協業化や法人化の促進策の検討を進め、必要に応じ環境整備の後押しをするとともに、漁業経営の改善に関する指針の見直しを行う必要があると考えています。

二つ目は総合的な金融支援の実施です。漁業金融は、引き続き海洋環境の変化への対応など新たな挑戦を後押しする重要なツールであることから、都道府県や関係機関との連携を密にし、資金需要等を踏まえた見直し、また、近年の物価高騰や金利上昇の中においても円滑な資金融通が図られるよう、支援措置の改善を進めていく必要があると考えております。

私の説明は以上です。

○企画課長 続きまして、60ページから、また企画課長の清水の方から説明させていただきます。

60ページ、経営安定対策の漁業経営セーフティーネット構築事業のうちの燃油関係の部分についてになります。

漁業の方、燃油費の割合が高いということで、燃油価格の高騰が経営に大きな影響を与えておりまして、近年もロシアによるウクライナ侵攻ですとか、中東情勢の緊迫化などで非常に原油価格、不安定になっております。

実際、この右下の表を見ていただければと思うんですけれども、これはいろいろ試算をしたものになるんですが、A重油価格と、真ん中のところに資源エネルギー庁の激変緩和がない場合の試算した価格と、一番下のところに漁業者の実質負担というのがありますがけれども、実際のA重油価格は、令和8年2月、3月、4月から6月の平均がこちらの103円ですとか114円、124円ということだったんですけれども、資源エネルギー庁によるガソリンとかに対する補助、激変緩和措置がなかったらもっと高い、4月から6月の平均でし

たら159円とかになっていた。それが124円に抑えられていて、かつ、後からの支払いになりますけれども、漁業経営セーフティーネット構築事業の補填金が入れば、より漁業者の方の実質的な負担増の部分は小さくなっているということでございます。それでも9%は負担増になっていますので、燃油価格の高騰が経営に与える影響はあるんですけれども、一定の緩和がされているものと考えております。この補填金、令和3年以降支出が継続していますので、重油価格高騰による影響を長期間にわたり緩和してきていると考えております。

おめくりいただきまして61ページですけれども、漁業経営セーフティーネット構築事業のうちの配合飼料の部分です。

餌の方も、特に魚類養殖に関しては、餌代がコストに占める割合が高いので、配合飼料価格の高騰が経営に与える影響というのを緩和すべく、燃油の方と同じような仕組みで基金の方を積み立てて、価格高騰時に補填するといった事業の方をやらせていただいております。こちらの方も令和4年以降、補填金の支出が継続しておりまして、近年の魚粉価格の高騰などによる配合飼料価格の高騰による影響を長期間にわたり緩和してきていると見ております。

62ページを御覧いただければと思います。

課題と今後の方向性ということで、まず上の方が漁業用燃油についてですけれども、やはりイラン情勢も一旦落ち着いたかのように見えて、また何か緊張が高まってきていたりですとか、なかなか国内のA重油価格も、物価上昇ですとか円安の関係もあって下がってこない。恐らくこの状況が継続するのではないかと見られます。そうすると、今後の方向性のところに書いていますけれども、こういった状況が続いていくというのを前提に、やはり燃油使用量自体の削減ということで、さらなる省エネ化の推進ですとか、省エネ機器の導入とか、そういったところの支援、今も事業をさせていただいておりますけれども、そういったところをしっかりとやっていく、燃油の使用量削減を減らしていくというのが本質的な対策であり、今後の方向性ではないかと考えております。

また、この事業、ほぼほぼ全ての漁業者の方に利用していただいているという状況がありますので、今後、水産政策の中でも、先日議論していただいた資源評価ですとかの充実のためのデータの提供ですとか、そういった様々な他の事業、他の施策への活用といったところも、この事業の中に可能性があるのではないかと見ておりますので、そういったところも検討していきたいと考えております。

養殖用飼料の方も、配合飼料、やはり主な原料である魚粉は半分を輸入に頼っているという状況ですので、価格の高止まりもありますし、安定供給というところも課題であろうと思っております。他の昆虫ですとか植物たんぱく質ですとか、そういった低魚粉化を進めるということで、利用は進んできていますけれども、植物性の餌でもちゃんと育つような種苗の育種とかもセットで行う必要がありますので、なかなか時間が掛かるかなとは思っております。ただ、そういった取組をしっかりと進めていくというのが重要だと考えております。

おめくりいただきまして63ページですけれども、今度、経営安定対策の中で漁業保険制度になります。

まず漁船保険、こちらの方は、実際に稼働している漁船のほぼ全隻が加入して、安定した制度運用がなされているところですので、漁船の隻数の減少に伴って引受隻数も減少してきているという状況でございます。

また、漁業共済の方、こちらは漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）の導入で加入率を大きく向上してまいりまして、現在も約8割と高水準を維持しているところであります。

また、漁業災害補償法の改正がありまして、複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設などを行っているところでございます。

この積立ぶらすの方で、厳しい資源管理に取り組む漁業者に対して、より手厚い補償を実施するということで、昨年度にはスルメイカやサンマを追加しているという状況でございます。ただ、近年は海洋環境の激変ということもありまして、全体の払戻し水準が高い状態が続いているというところでございます。

64ページ、御覧いただければと思います。

課題ということで幾つか取り上げておりますけれども、時間の関係もあり、一つだけ御紹介しますと、先ほど栽培養殖課長からの説明もありました陸上養殖、こちらの振興という観点からは、陸上養殖業の共済対象の追加というところを検討していかなきゃいけないのかなと思っております。

あと、65ページ以降は、技術関係の事例の紹介ということで、あくまで御参考で付けているものですので、こちらの方は説明の方を省略させていただきます。

水産庁からの説明は以上でございます。

○佐々木部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の方々に御質問や御意見等を伺いたいと思います。

これまでと同じですけれども、先に会場に御出席の委員の皆様、次にオンラインで御出席の委員の皆様の順で御指名したいと思います。

それでは、まず会場に御出席の皆様、いかがでしょうか。

それでは渡部委員、よろしくお願いいたします。

○渡部委員 それでは失礼をいたします。内水面漁業の渡部でございます。

たくさんのボリュームがございましたけれども、私の方から3点に絞って、質問というか要望、また、そして文章等に反映していただけたらなというように思うことを申し上げていきたいと思います。

まず14ページでありますけれども、「『浜プラン』策定を推進し」というくだりがございます。また、その分析のところでも、「浜プランに基づく取組の効果もあり」ということを書いていただいておりますけれども、これは内水面のところでの文章が出てきているんですけれども、この浜プラン自身が、やはり海面に比べて策定が、やはり我々、非常に薄いというところがあると思うんですね。

一つには、なかなか、これは県レベルの人でも認識が薄いというんですか、私も昨年、具体的な案件で県の課長に相談に行くと。その前に水産庁の方から、まず県の方にお話をしようという話でございましたので行かせていただいたんですけれども、そもそも浜プラン、浜という名前がついていますから、こんな内水面に使えるんですかというように、そういうとんでもない課長の意見があったりしたものですから、我々もびっくりしたりしまして、そのような認識でおるのかなというようにことでびっくりしたんですけれども、なかなか、応募をするとか取り組んでいくとかいうもののハードルとなっているのが、漁業所得控除10%以上の目標ということが、これがやっぱりかなりハードルになっていっているんじゃないかなというように思いますので、こういったところで、できるだけその浜プランを内水面でも策定しやすいように、目標設定等々について御配慮を頂きたい。それは文章に表すのは非常に難しいかも分かりませんが、その点をお願いをしたいというふうに思います。

2点目でありますけれども、15ページの「現状の分析（続き）」の白丸の1番目に、内水面漁業関係者と河川関係者の相互理解や連携不足が原因というようにことが書いてございます。相互理解とか連携不足以前の問題でありまして、河川、特に土木関係等々につきましては、東京で話をしますと非常にいい話が多くて、我々の基本的なことが書かれています内水面漁業振興法にも、その辺はもうきっちりと書いていただいているんですけれども、

ども、やはり出先機関に行ったり、また県レベルでも、また出先機関の現場の人たちというのは、もうそういうことすらやはり知らないというような状況がありますから、せっかく法律にも書いていただいているということもありますので、何らかの、もうちょっと早い段階からの我々との協議から始まって、実際の施策に移っていただくとということが大切なんじゃないかなというように思います。

先般も水産庁の事業で、石倉設置という、以前ウナギでずっとやっていただいていたんですけれども、今はカワウ対策で、カワウから魚が身を守るというようなこと、そしてまた大水が出たときでも、そこを隠れみのにして流れをかわしていくというような、非常に有効な施策でありますけれども、秋田県の方でそれをやろうとしたときに、そんなことあるのかと、そんな危ないことを果たして国が認めたのかというようなことが、実際土木の関係者であったというようなことでございますので、是非またこの点について、また対策等についての方向性をお示しを頂きたいというように思います。

それとあと、18ページとか19ページ、20ページ等々におきまして、森林・河川関係者という、その文言がたくさん出てくるんですけれども、森林関係者というのが林業事業者だったり森林組合であったり、また国や自治体の森林部局という、そういう理解でいいんだと思いますけれども、林業事業者、森林組合というところ、非常にたくさんのお金ができるものですから、我々、森林環境税1,000円ずつ一昨年から払い始めましたので、それを積み上げていって、使う方はもっと早くから使い始めておったんですけれども、森林に工事が入っていると。伐採であったり、またその前提で林道を付けたりというようなことで工事車両が入ったり、実際土木工事が行われているわけなんですけれども、それがなかなか好き勝手にという言い方がどうか分かりませんが、林道を造るために、我々の漁業権の範囲でもありますけれども、溪流魚をそこで釣りを楽しんでもらったりしているというようなところ、そしてまた、川は上流から下流に流れていきますから、濁水等は全部下流に流れていくというようなことで、非常に大きな問題になっておりますので、そこら辺の良好な関係というよりももっと以前のお話で、もうちょっと注意を促していただきたいというように思います。

国の方は非常にいいというか、どちらかというと私どもに寄ったような、林野庁の治山課なんかは示していただいたりしているんですけれども、これも地元に行くと、大分状況が変わってくるというようなことでございますので、是非この辺をきっちりと、その方向性を示すという意味で、また記述をしていただきたいというように思います。

私からは3点、以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

では関委員、よろしくお願いいたします。

○関特別委員　東日本信漁連の関でございます。私の方からは2点ほどお願いしたいと考えております。

初めに資料55ページでございます。「経営安定対策　漁業経営に対する金融支援」ということで、白丸の一番下のところでございますけれども、「経営改善漁業者が経営改善に必要な資金やその他の漁業関係制度資金について」うんぬんということで、最後の方は「利子助成等を通じた総合的な金融支援を継続することが必要ではないか」ということで記載されておりますけれども、この点につきまして、3月の部会でも申し上げましたけれども、この「その他の漁業関係制度資金について」ということで、漁業近代化資金の貸付限度額の引上げをお願いしたいというところでございます。

近代化資金には特認制度というものがございまして、各県段階で限度額を引き上げることができますが、まずは国が現状に合わせた融資枠の拡大を実現し、各県段階が地域の実情に応じて動きやすい環境を整えること、これが本来あるべき姿ではないでしょうか。現行制度が30年もまだ改正されていない中で、漁船の価格や資材価格が高騰している最中であり、改めて漁業近代化資金の貸付限度額の引上げを実現していただくよう強く要望いたします。

次の点でございますけれども、資料58ページ、開いてもらえますか。こちらの方、真ん中に今後の方向性というところがございまして、こちらの方に漁業経営改善制度の充実、その下のゴシックのところですが、総合的な金融支援の継続というふうにございます。こちらの方では、漁業経営改善制度の充実につきましては、経営改善漁業者に認定された、より多くの認定業者が国の支援を得られ、計画的に経営基盤強化に取り組めるような環境を整えていただきたいと考えております。資料では利用区域の偏在などについて課題が説明されましたが、それらの改善に加えて、現場の資金需要に応じた助成措置の拡充も必要になってまいりますので、是非とも意欲のある漁業者が積極的に挑戦できる環境を整えていただきたいと切に要望いたします。

最後になりますけれども、これ、次回予告ということで、漁業経営体の基盤強化に合わせて、漁業者の経営を支える漁協等の基盤強化も必要になってくるものと考えております。例えば、組合員数の減少する中で、事業量維持の方策ですとか、漁協の安定した経営基盤

を確保するための資金の拡充策といった、こういうことが必要ではないかと考えておりますが、漁協の経営につきましては今後議論する場があると聞いておりますので、その際に発言させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○佐々木部会長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは笛木委員、よろしくお願いします。

○笛木特別委員　全日本釣り団体協議会から参加させていただいています、遊漁の方の代表として来ています笛木と申します。

まず、三つほどあるんですが、カワウと外来魚に関してなんですけれども、これ、前の会議のときも一度お話ししたことがあるんですが、カワウに関してと外来魚に関して、同じ列で載せていただくのは非常に心苦しいところがありまして、19ページ、20ページ等で、同じ丸の中にカワウに関して、外来魚に関して出てくるんですが、やはりこれ、できれば分けた列として載せていただきたいというのがまず一つ。

まず外来魚に関してなんですけれども、これ、全てこちらの方の会議の中では悪というふうに決め付けて、全て駆除の対象という形で出てくるわけなんですけれども、実際には遊漁の方の漁業権指定魚種になっている地域もあります。また、漁業権指定魚種にはなっていないんですが、その地域の活性化のために大事な観光資源になっている地域もあります。そういったところで、全て悪というふうな形、全て駆除というふうな形だけで決め付けてほしくなく、逆に外来魚の有効利用をもう少し進めてほしいなというふうに思います。

実際に、同じ外来魚でも、最近増えてきているというふうに言われていますけれども、実際ブラウントラウト、これはかなり前からいます。実際、これも遊漁的に中禅寺湖であったり芦ノ湖であったり、非常に有用な魚種になっているところもありますし、ただ、確かにニジマスと違って自然繁殖して、その地域の生態系にかなり悪影響を及ぼしているところもあるのも事実ですので、そういった地域に関しては積極的に駆除の対象としていただいても構わないんですけれども、逆にニジマスに関しては、一切害魚ではないというか、もう既に在来魚のような扱いになっていると思うんですね。これも実際は外来魚です。その辺の外来魚の中の有用なものと悪なもの、実際悪ということはないと思うんですね。人間、最初に持ってきたときは有用と思って日本に持ってきている場合がほとんどですの

で、その辺の理解というのをもう少し進めていただけたら、釣り人の側としてはうれしいなと思います。

あと、次に今度はカワウに関してなんですけれども、カワウというのは、これは逆に言うと、今増えていること自体いろんな面で、例えば釣り人でいえば放流した魚を食べてしまう、若しくは養魚場で飼育している魚を全て食べられてしまう、そういった被害も出ています。あとは、逆に言うと、ここに駆除の方法として、14ページ、15ページ、18ページ、19ページ、20ページ、66ページ、そちらの方に駆除の方法であったり駆除の状況というのを書いてあるんですけれども、実際に何万羽だったか、結構駆除に成功したという形は書いてあるんですが、駆除に成功しても実際には減っていないと。あと、資源量が減っていると書いてあるんですけれども、実際にはこれは調べられる場所で資源量を見ているだけで、拡散してしまったために見えていないところに増えている。それがあるために実際には減っていないように思います。

実際、私なんか現場で見えて、非常にすんでいる場所が増えています。今までいなかったのに、ここの辺にもまたコロニーができて、木が白くなっている、そういったところがかかなり多く見られますので、もう少し積極的な駆除、これは本当の駆除ですね。追いつくのではなくて、完全に減らす方向をもう少し具体的に、実際ここで散弾銃によるもの、若しくはシューティングでしたっけ、66ページに出ているような精密にやって獲る、そういったことも出ていますけれども、実際銃猟というのは街中ではできませんし、コロニー、そういった巣を何か撲滅させるような手段というのは欲しいなと思います。

それともう一つ、最後に、これは意見なんですけれども、電子遊漁券、これは非常がいいと思います。実際に私の仲間たちでも、遊漁券の方の購入、かなり進めているものが多いですし、現場で漁場監視をする監視員の人たちにとっても、この遊漁券を持っていると、個人の券を見なくてもデータの方で分かるようになっているそうなので、この辺ももっと進められたら更にいいなというふうに思います。

あと最後に一つ、遊漁者の減少ということでもいろいろ出ていますけれども、実際は若い人というよりも人口自体が減っているんで、特に小さいお子さん、小学生とか、その辺の子供さんたちに対して教育的に、水に近づくなと学校で大体今教えています。危険だからいけないと。私が今参加していますインストラクターの連絡機構というところでは、危険を教えた上で、釣りに親しんでもらえるように指導しています。その辺はまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

ほかに。

では井出委員、よろしくお願いいたします。

○井出特別委員 井出と申します。

12ページをお願いします。

12ページの上から2番目で、飼料についてプロバイオティクスが書いてあるんですが、もしここに文字数で入るのでしたら、プレバイオティクスも一緒に書いていただけないかと思いました。プロバイオティクスとプレバイオティクスは単体ではなくて、セットで取ることによって相乗効果が生まれるということで、一部養殖でも使われているようです。具体的に、プロバイオティクスというのは生きた善玉菌で、例えばビフィズス菌とか乳酸菌とか納豆菌とか、腸内環境を改善するために摂取します。プレバイオティクスの方は、これらの菌の餌になるようなもので、腸内フローラを育てる役目があって、具体的には例えば食物繊維とかオリゴ糖とか、そういったものを指します。

プロだけでなく、プロとプレをセットで取のことをシンバイオティクスとも言っていて、ヒトの栄養の世界だと90年代ぐらいからシンバイオティクスと言われているので、できればプロだけでなくプレも併記していただけることを検討いただけると有り難いです。

以上です。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

では三浦委員、よろしくお願いいたします。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

私の方からは養殖のところ、8ページから12ページのところにかけて少しお話をさせていただきます。本当に昨今、ものすごいスピードで海洋環境の激変が起きています。これまでは漁船漁業を中心に起きていたんですが、近年は養殖業においても非常に大きな影響が出始めています。瀬戸内海では昨年、カキが大量斃死しましたし、西日本では養殖のブリが高水温で育たず、魚体の小型化が起きております。そしてまた青森では、ホタテガイの稚魚や種貝も大量斃死している。そしてまた西日本でもノリの色落ちや生育不良が起きておりますし、宮城県においてはギンザケやホヤが3割から5割近くも生産量が減少している。こういったことがここ数年の間にものすごい勢いで起きているところです。しかしながら、水産庁の分析にもあるとおり、まだまだ日本の養殖業においては、技術革新やテ

テクノロジーの力によってまだまだこういった環境変化を乗り越えられると私自身も考えています。

特に12ページのところでは、高温耐性のある種苗の選抜育種ですとか、それから人工種苗の生産、それから魚粉の代替飼料の開発ですとか、それから浮沈生簀の導入によって水中給餌を行うなど、高水温を回避する取組や漁場改善を行っていく様々な取組を組み合わせしていくことによって、まだまだ海の活力を使っていけると思うのです。

そうした中で、今回は陸上養殖のところに非常に多くの紙幅を割いていますが、藤田課長からも、海の力を使っていくのが本筋であるという言及がありました。本当に海の力を利用していく方がコストも安いということもありますので、そういったことも十分考えた上で生産体制の構築を考えていただきたいというのが1点です。

そしてまた、餌ですとか人工飼料のところについては、餌も配合飼料に傾斜をしていく、そしてまた、天然餌料から人工飼料に移していくというのは、長い目で見ればそのとおりだと私も思っておりますが、その一方で、農水省は輸出をどんどん増やしていく、特に養殖ブリ等の輸出を増やしていくと言っている中で、北米向けについては、輸出に当たって相手方のマーケットが求める大型のサイズのブリを作るためには、トビの天然種苗という大きいサイズのものを使うことによって大型のサイズのブリを作ることができます。そうやって生産すれば輸出がスムーズにいく、そしてまた養殖魚の生産の最後の仕上げのところでは、栄養価の高い生餌を与えることによって太りがよくなって、相手方マーケットの要望に応えられるということがあります。どちらか一方に傾斜するだけではなくて、両者を併用しながら、コストなども考えていきながら対応していくことが必要なのではないかと思います。特に漁業でいえば、モジャコを獲っている漁師もいますし、また、まき網漁業等々においては、多獲性魚などはどうしてもサイズの的に餌にしかない魚もある中で、そういうことも踏まえた上で総合的な書き方をしていただきたいなと思っております。

そしてまた、3点目のところでは、ゲノム編集については、それを推進していくというような書き方にも見える記載がありますが、技術革新を進めていくということそれ自体については、我々としても否定するものでも何でもありません。進めるにあたっては、環境への負荷ですとか生態系への影響をクリアした上で法的な整備も含めて考えていただいて、実際の導入に当たっては、消費者の理解を得ながら、魚離れにつながらないような消費者の理解を十分に醸成した上で実施していくことが重要だと我々は考えています。

そしてまた、最後は漁業経営に対する金融支援のところですが、先ほど関委員の発言もありましたとおり、近代化資金の貸付限度額の上限につきましては、漁業の足元でいえば、漁船がもう1.5倍から2倍に値上がりしておりますし、資材価格も高騰していることを踏まえて実情に合わせて考えますと、やはり上限額の引上げ、そういったものが必要となってきたと私自身も考えております。

そしてまた、漁業経営の改善制度の充実というところですが、せっかく様々な提出書類や改善計画を出し、経営改善漁業者に認定されたとしても、現場からは、予算措置が十分ではないために必要な利子助成が受けられていないという声も聞こえてきていますので、やはり頑張って取り組んだ漁師に対しましては十分な予算措置をお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○佐々木部会長 どうもありがとうございました。

ほか、会場の委員の皆様。

それでは新谷委員、よろしくお願いします。

○新谷特別委員 新谷です。

質問と意見なんですけれども、まず11ページの真ん中の方の養殖漁場の環境というところで、カキについてなんですけれども、「養殖漁場ごとに見合った『適正養殖可能数量』の設定・厳守が重要であり」とあるんですけれども、カキの方、広島県、そういった設定は県の方ではされているんですけれども、それを守っている養殖業者さんはまずいなくて、それはカキが斃死するから必要以上に、例えば1いかだ当たり670ぐらいを付けるというのを、もっと1,000以上付けたりとか、そういった養殖業者さんが多い中で、その辺の県の協力も必要だとは思いますが、やっぱり国として、そこを厳守させるためにどうしていかないといけないかということを検討してほしいなと思っております。

続いて、12ページの経営体のところの質問なんですけど、最後の方に「事業の統合化を進める」とあるんですが、この統合化というのが、例えば資金力があるところが資金力がないうところを吸収合併するという意味合いなのか、この統合化の意味が分からなかったのも、これは質問になります。

あと、続いて36ページの種苗のところなんですけれども、「種苗生産施設等の生産拠点の整備」を推進とありますが、広島県の方も採苗技術センターがあるんですが、すごく古いですし、カキの場合、海外、中国含めてオセアニアもヨーロッパも全て人工種苗でカキ

の方は生産しているんですが、日本はまだまだ自然採苗の方が多いという中で、県の種苗センターはすごく老朽化しておりますので、やはりこういったことを積極的に投資をしていくということが、今後ますます必要になるんじゃないかなと思っております。

あと、ゲノム編集について、話がどこかいろいろ出てきたと思うんですけども、私、ちょっと勉強不足で分からないんですが、ゲノム編集した魚であつたりとか水産品については、閉鎖された中でしたものについては一般に多分販売はされていると思うんですけども、例えばカキの場合とか、ホタテもそうですが、ゲノム編集しても、どのみち完全陸上養殖は多分今のところないので、ゲノム編集を今後、国としてどう進めていくのかということをお教えしてほしいなと思いました。

以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは前田委員、よろしくお願いいたします。

○前田特別委員　全国海水養魚協会の前田でございます。

私の方から何点か話させていただきたいんですけども、まず魚の種苗についてなんですけれども、今年もモジャコ、ブリの稚魚なんですけれども、必要な数の半分ぐらいしか数が入っていないような状況でして、これ、天然種苗にほぼ依存しているわけなんですけれども、安定した生産量を確保するためにも育種をして、大きくなるようなモジャコ、人工種苗を作ってほしいなというふうに考えています。特に海外からの種苗につきましても、海外から別の魚病等も入ってくる可能性もあるので、そういったところは特に人工種苗、育種、早急に進めてほしいなというふうに思います。

あと、漁場のことなんですけれども、沖合漁場の方、国の方はかなり進めているみたいなんですけれども、沖合漁場で養殖するとなると大きな資本が要するため、大手資本しかできないような状況です。実際にもっと、今現在でも使われている区画漁業権内でもいい漁場があるんですけども、なかなか波が高かったり、使えない漁場があるんですが、そういったところに沖合防波堤、浮き防波堤、消波堤、そういったものも設置すれば、もっと養殖場も増えると思うので、そういったところの設置にも協力してもらえれば、もう少し養殖場も増えるのかなというふうに思います。

また、薬の関係なんですけれども、次々と新しい病気も出てきているんですが、製薬会社の方も一生懸命やってくれていますけれども、なかなかすぐには開発できない。また費

用も掛かるということなので、こういったところも官民ともに進めてほしいなというふうに思います。

また、魚類防疫員や魚に特化した獣医師さんの育成もしてほしいなというふうに思います。全国で魚に特化した獣医師さんは多分10人以内、5人ぐらいしかいないのかな。それぐらいしかいないので、そういった方々も育成していただいて、そういった方から魚が健康に育つような指導もしていったらいいなと思っております。

また、陸上養殖の方なんですけれども、陸上養殖の方も、簡単にできると思って魚の養殖をするわけなんですけれども、トラフグを例に挙げると、トラフグを養殖して、それで販売するときになると、この中にもありましたけれども、トラフグの種苗を放流することによって、今かなり天然のトラフグも増えてきているので、それを陸上養殖したトラフグを出荷しようとする、もう既に需要がそれほどないところに魚を市場に入れていくわけですから、かなり魚の値段が下がってしまうというようなこともあります。なので、こういった需要調査を進めながら、新しい陸上養殖もしてくれればなと思っております。

サーモンの陸上養殖も同じでありまして、恐らくそろそろもう飽和状態になってくるのかなと思います。陸上養殖するに当たって、輸入のサーモンとかももう少し減らして国内の方を増やしていかないと、サーモン自体、水温が高くなると死んでしまう魚なので、出荷の時期が全国的に一緒になってしまうので、価格が暴落してしまう可能性が高いです。なので、こういったサーモン養殖なんかも需要調査しながら増やしていくのが必要かなと思いますし、陸上養殖、またゲノム編集の魚の安全性とか、ゲノム編集した魚、それに餌が新しくなっていくますけれども、こういったことをすることによって、肝心の魚の味というのはどんなふうになっていくのか。消費者離れしないような、これまでの魚の味がするような、そういったものを作ってほしいなと思います。

あと、放流事業もかなり有効だと思います。自分のところで放流している魚は減っていませんけれども、放流していない魚は減ってきているので、放流する必要があるかなと思います。アワビなんかは漁師さんが獲ってくると、真ん中が緑の、ほぼほぼもう放流したアワビを獲てくるような状況ですので、こういったところにはやっぱり力を入れていく。そして海藻も増やし、またプランクトンも増やし、栄養塩も増やし、海洋の環境の全体的なバランスを見ながら、いいバランスになるような状況がこういったところなのか、研究しながら進めてほしいなと思います。

以上です。

○佐々木部会長 ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

それでは武井委員、お願いいたします。

○武井委員 地魚料理教室をしています武井です。

2点お願いします。

5ページ、7ページに係ることですけれども、国が掲げる養殖業の成長産業化には輸出拡大というのは不可欠だとは思いますが、やはり今のままの現状で、本当にそれが国が示す方向が持続可能なのが疑問に思います。

なぜなら、5ページのところにも書いてありますけれども、日本の現状は、天然資源であるイワシやサバ類を主体とした餌ですね。魚粉や魚油に依存しているブリ、タイ、マグロなどの養殖が盛んですけれども、国もそれを推し進めているんだと思いますが、海外の生産のグラフの方を見ますと、コイやフナが生産が5割以上ですね。それを、このグラフ、上下見比べてみると、やはり日本として、今後は海外市場の需要も踏まえ、コイやフナなど植物性原料を主体とした飼料で生産できる、つまり魚粉依存の低い魚種を生産・輸出拡大すべきではないかなと思います。

なぜなら、やはり世界的に魚粉資源の制約や価格高騰が課題となっていますので、持続可能な養殖業の実現が必要なので、国としてはどうお考えか。養殖魚種の変更、それが必要ないか、考えを教えてください。

2点目です。12ページ、今後の方向性の中で、下の枠の中、「ゲノム関連技術等を用いた品種改良により」のくだりですけれども、国として養殖産業の成長産業化を大きく成長させるということが目的になっていないでしょうか。短期的に成長を急ぐ余り、やはり日本の海や魚への影響を調査しないまま、このゲノム編集の改良に多くの予算をつぎ込み、ゴーを国が出すのはなぜでしょうか。やはり私としては、消費者に持続可能な日本の魚を食べてもらいたいです。海を残したいので、本当にこのゲノム編集の魚を養殖することがこの国のためになるのか、もう一度、国の考えを教えてください。お願いします。

○佐々木部会長 それでは、ほかの委員、いかがでしょうか。

では窪川委員、お願いします。

○窪川委員 定置の漁業者の窪川です。

1点だけ、63ページの経営安定対策のところなんですけど、3ポツ目、4ポツ目の漁業共済、それから積立ぶらすについてです。

その上の1ポツ目に書かれているとおり、この制度は、突発的な漁獲量の急減に対して事業を継続させるために、その減少分を補う保険と私たち漁業者は認識しています。昨今の経営環境を考えると大変重要な制度です。実際、私の会社でも、払戻金額の判定期間である過去5年の中では、令和6年1月能登半島地震の年に共済と積ぷらの払戻しを頂いて、それを原資に、経営水準を下げずに、令和7年、それから令和8年と操業を続けることができています。

ところで、私は地元の漁協の理事も務めているものですから、漁協の運営という観点でいうと、所属する漁業者の漁獲の急減は、魚箱や燃油、製氷の販売益の減少、出荷減による販売手数料の減少といった漁協の収入のメインどころに大きなダメージを招き、一時的に漁協経営が大変厳しくなります。規模の小さい漁協や漁法の種類が少ない漁協はなおさらです。漁協の職員は、「漁業者は共済と積ぷらで戻ってくるけれども、あと仲買はほかの調達先を持っているけれども、漁協の自分たちは置き去り、何もない」と嘆いています。長期的に見れば、漁業者が保険で助かれば、それは漁協の助けにもなると考えられはしますが、やっぱり短中期的には漁協経営が悪化します。この点について、この先、国はどうしていくのか、漁協版共済というのもあっていいと思いますが、先ほど関特別委員の方から漁協は次回ということでしたが、内容の流れからあえてフライングいたしました、その漁協版共済というような枠組みを今後どうやっていくのかを聞きたいです。

○佐々木部会長　ありがとうございました。

ほかに、会場の皆様。

釜石委員。

○釜石特別委員　全日本海員組合の釜石でございます。

時間も少なくなってきましたので、3点ほど簡潔にお話ししたいと思います。

まず養殖業の方です。こちら、今回のテーマが経営体の育成についてということになっていますが、10ページのところで労働力不足です、それから33ページのところで陸上養殖で人材育成の話をされているんですけども、私ども考えるに、養殖業は漁業者の減少が著しいのではないかと感じると思います。

我々は御承知のとおり、技能実習生を外国人材保護の観点からサポートを行っておりますが、平成23年からマガキ養殖、それからホタテ養殖に外国人技能実習生が参入しております。そのサポートをしている中で、漁業者が廃業しますというのを非常に多く感じております。先ほどお話に出ていましたけれども、斃死が影響して追い込まれているのかと思

いましたが、そうではなくて後継者がいない、高齢です、それから体調が限界ですという理由で、もう外国人を雇えないですという相談を受けることが非常に多い。

ここでお話しされている、前回も人材育成の話をされましたけれども、余り養殖業の話は出ていなかったような記憶をしているんですね。なので、まず養殖業においても、漁業者がいなければ、ありとあらゆる施策を講じて、やる人がいなきゃ何にもならないんじゃないかなと思いますので、その点、どういうお考えを持っているのか、お伺いしたいです。

それから、52ページのところで、今度は栽培漁業のさけますのところですよ。

これ、皆さん御承知のとおり、7年9か月も黒潮の大蛇行が続きました。それから海水温が上昇していますという現状がありながら、このさけますのふ化放流というのを余り環境の変化に応じて変化させてきたというふうに見て取れないんですね。52ページのところで「効果検証の強化」と書かれているんですけども、実際に、この海洋環境の変化に応じてどのような検証をなさってきて、今後どの部分を強化していこうとされているのか、お考えをお伺いしたいです。

最後に、60ページの燃油のセーフティーネットの件ですけれども、ここには国内のことを書いてありますけれども、実際に我が国の漁船では海外で給油をしている組があります。言及も何もないんですけども、これに対する水産庁さんのお考えがあればお伺いしたい。要するに、いろいろ新聞等を拝見していますと、2倍、3倍になっているというふうに伺っております。ここに対する何か行政としての考え方が今お持ちであったら、お伺いしたいということでございます。

以上でございます。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

北海道の噴火湾でも、所得税の最高税率が適用されているような個人経営体でも後継者がいないとか、そういった事例は私も認識しておりますので、おっしゃることはよく分かりました。

ほかに、会場に御出席の……。

後藤委員、よろしくお願いいたします。

○後藤特別委員　愛媛大学南予水産研究センターの後藤です。

私からは3点ございます。

まず1点目は、現在、水産庁ではスマート水産業を推進されておりまして、漁場環境や養殖業者からのデータが集まってきているんじゃないかなと思います。

12ページの海区漁場計画の見直しを今後されていくということで、ここにデータ駆動型の養殖漁場の管理や活用など、何かもう少し一歩踏み込んだような表現があってもいいのかなと感じました。

次の点は、全ての項目において、種苗生産がこれから非常に重要であると記載されております。海洋環境の変化に対応した種苗や、健苗性の確保、遺伝性、生産方法などが海面養殖、淡水養殖、放流用の種苗にかかわらず共通の課題であると思われます。また、養殖に関しては系統の管理が重要ですし、放流用種苗に関しては遺伝的管理というのが非常に重要になってきます。そのため、種苗生産という部分を抜き出して、項目として基本計画の中で取り扱っていただいても、ボリューム的に十分可能だと感じました。

また、今後、陸上養殖を共済の対象にも検討されていくということですが、種苗生産では、卵から種苗を作る過程は陸上養殖に当たるかと思いますので、種苗生産に参入する企業に対する保障も対象に考えていくのか。種苗生産に関しては、親魚養成と中間育成部分は、対象魚種によっては、陸上での管理ではないケースもありますので、どのような立て付けが良いのかと感じました。

優良系統の作出を今後推進していくということになりますと、現段階ではニホンウナギの生産拡大において海外への流出をどう防いでいくかということが課題になっているのかと思いますが、これは今後、ほかの魚種に関しても非常に重要な点になりますので、もし現段階で具体的な施策などがございましたら、そういうのを記載されるのも良いかと思いました。

最後にもう一つ、これは質問になりますが、放流用種苗に対して、新たに開発されたDNA標識技術という表現が使われておりますが、これは従来のマイクロサテライトDNAマーカーなどを把握しながら放流をしていくということなのか、それとも放流用種苗に新たに何かのDNAを付加したようなものを放流されるという意味なのか、教えていただきたいです。

以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

農業等で見られるような種苗の流出、せっかく技術開発したものが海外に流出することが漁業でもありえますよね。そして大規模投資できるようなところが一気にそれを

量産する、安価に流通させる、というようなリスクもあると思いますので、技術開発とその技術管理と、両面でという御指摘だと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは神吉委員、よろしくお願いします。

○神吉委員 編集者の神吉です。食の編集者という立場から、国民目線で2点伺います。

皆さんからも意見がありましたけれども、12ページの海面養殖の今後の方向性について、一つ、ゲノム関連技術などを用いた品種改良と、もう一つ、最後の段落にある水産用医薬品開発などの促進についてです。いずれも陸上養殖ではなく海面養殖の方向性として位置付けられていることから、ちょっとお伺いしたいと思います。

ここでは選抜育種ではなくゲノム関連技術と示されています。そのゲノム編集された魚が、皆さんも御指摘ありましたけれども、海に逃げたり天然魚と交配するとか、そういった生態系にどんな影響を与えるのか。天然魚や沿岸漁業にも大きく影響いたします。普及を行うに当たって、生態系への影響についてどのようなリスク評価を行われていくのかということをお伺いしたいです。

そして、その最後にあります医薬品の開発と承認申請のところでも、種苗と同じく、海面養殖においてワクチンや医薬品の生態系への影響も併せて考える必要があると思います。資料には普及啓発・教育、動向調査を強化するとありますが、ここでの強化するというのは、養殖業者や関係者を対象としたものなのか、それとも国民への情報提供も含まれているのか、ちょっと分かりづらかったので、そこを教えてください。

養殖は日本の水産業に不可欠な成長分野であることは、その必要性は国民にも広く理解されてきていると思います。だからこそ、人への安全性とか生態系への影響についても十分な説明と情報公開が必要だと思います。基本計画で皆さんもお話しされていましたけれども、養殖魚がおいしく安全・安心に食べられるということが国民にしっかり伝わるよう、基本計画も進めていただけたらと思います。

ありがとうございます。

○佐々木部会長 ありがとうございました。

ほかに、会場の委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、お待たせしました。オンラインで御出席の委員の皆様、いかがでしょうか。挙手ボタンをクリックしていただければ私の方で御指名いたします。よろしくお願いいたします。

町野委員、挙手されておりますか？

○町野委員 毎日新聞、町野です。

○佐々木部会長 では町野委員、よろしくお願いいたします。

○町野委員 すみません、ありがとうございます。

私から、ウナギのところで2点ほど質問と意見としてお伝えいたします。

15ページのところなんですけれども、4ポツ目ですね。「天然由来のウナギと人工種苗由来のウナギを分けて流通・池入れ管理する必要があるため、人工種苗を利用する際のルール策定など制度的な改善が必要」ということで、当然分けて管理するということはそのとおりだとは思っております。

ただ一方で、人工種苗の割合を高めたいというような方針も示されていたと思うんですけれども、そのためには、やっぱり割合を高めるためには天然の池入れも減らしていくとか、絞っていく必要が同時にあると思うんですけれども、その方向性等についてはちょっと言及がなかったようなので、どういう形なのかなということと、あと同様に、池入れ量の上限について、管理は分けてもいいんですけれども、上限についてはやはり合算すべきだというふうに思っています。恐らく水産庁さんとしては、その池入れ量の上限を合算はしないという方向性を示されているというふうにもお伺いをしていたんですけれども、そのあたりは方向性として、やっぱり合算した方がいいというふうに私としては思っていますというのと、同じく、22、23ページ目のところなんですけど、人工ではなくて天然のところの4か国地域の協議の話ですね。23ページとかでは5ポツ目ですかね。「C I T E Sにおける」というところの「日中台韓の4ヶ国・地域と連携し、実効性ある資源管理を確実に実践するとともに」というふうな記載もあったりするんですけれども、やっぱりこのところ、書きぶりの具体性が薄いというふうに私としては思っています。なので、例えば「資源管理を確実に実践する」というところに、例えばもう「池入れ量の削減を前提に資源管理を」というふうに、きちんと池入れ量を絞っていくというような方向性を書き込んでいった方がいいと思っています。

加えて、つい先日の非公式協議の場で、私も記事に書かせていただきましたけれども、中国が開示すべき数字、データを出さなかったと。報道によると、池入れの上限を超えてしまっているというような報道もされているところだと思います。なので、日本として4か国・地域の協議、きちんとリードしていき、資源管理の姿勢を示すという意味でも、こ

こでやはり上限を超えた場合は是正措置導入に向けた議論を国際的にリードしていくぐらの具体性を書き込んだ方がいいと思っています。

私からは以上でございます。

○佐々木部会長　ありがとうございました。

それでは副島委員、よろしくお願いいたします。

○副島特別委員　摂南大学の副島です。

私の方からは1点お尋ねします。

ほかの委員の方も御指摘されたところと重なる点もあるんですが、今回、陸上養殖にかなり期待をしているように見受けられます。途中の資料にもありましたけれども、官民投資ロードマップなども示されておりますが、このように国を挙げての陸上養殖の強い推進が沿岸の海面養殖業者や産地との市場競争を生む可能性について、水産庁内ではどのような議論をされているのか、その点、教えていただければと思います。

以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

そのほか、オンラインで御出席の委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと時間も迫っておりますので、オンラインの委員の方、これで以上というふうにさせていただきます。

会場で御参加の委員の皆さんもよろしかったでしょうか。

それでは、時間も迫っておりますので、委員の皆様の御意見、以上としたいと思います。

実は、水本委員からメールで御意見を頂いておりまして、それも踏まえまして、事務局の方から御回答をお願いするというふうにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○企画課長　水本委員から、昨夜急遽出られなくなったということで、できれば会議の場で紹介していただきたいというコメントを頂いておりますので、御紹介させていただきます。そのまま読み上げさせていただきます。

ブリ養殖は、依然として天然種苗、モジャコへの依存度が高い状況です。今年大分県では、4月上旬からモジャコ漁が始まりましたが、現場では当初から不漁が続いていました。しかし、全国的な不漁が明らかになったのは水産庁による5月30日の聞き取り調査後で、対応が後手に回った印象があります。

今の漁業制度では、モジャコ漁の広域採捕が認められておらず、県内海域だけで厳しい操業が続きました。5月下旬になって鹿児島県海域での操業が認められましたが、その頃

にはモジャコが分布する潮もなく、十分な採捕はできませんでした。天然種苗を採捕する漁業者だけでなく、それを購入する、養殖する事業者にも大きな影響が及んでいます。今後は、聞き取り調査時期を前倒しして早期に状況を把握するとともに、広域操業を迅速に判断できる仕組み作りなど、柔軟な対応を検討していただきたいと思います。

また、中長期的には人工種苗の安定供給体制の強化も重要だと考えます。ブリ養殖は輸出産業としても期待されていますが、その土台となる種苗確保が不安定では安定した生産は望めません。是非、現場が迅速に対応できる制度設計について御検討をお願いいたします、とのことです。

○栽培養殖課長 では、栽培養殖課長です。

たくさん御意見頂きましてありがとうございます。頂いた御意見、よく検討して、今後の基本計画本文とかに進んでいくわけですが、どういうふうにやっていくかというのをよく考えていきたいと思っています。

今ちょっとコメントできることについて、今からコメントさせていただきたいと思います。

最初に渡部委員から、内水面のことに关しまして、河川管理、早い段階から協議を関係者で進めるでありますとか、あと森林関係者の方々、現場ではなかなか方向感がまだ伝わっていないというお話を頂いたと思っています。こういうことは大事だと思っていますので、本文の中にもそういう方向感が出せるように、しっかり書いていきたいと思っています。

それから、次に笛木委員から遊漁の観点から御指摘いただきまして、外来魚は必ずしも全てが害ではなくて、地元経済に生きている部分もあるんだというふうにお話しいただいたと思います。その点、おっしゃるとおりだと思いますので、正に生態系を壊しているかどうかとか、そこら辺が鍵になるのかなと思いますので、そのあたりをよく見た上で、もしそういう意味での害があるんだったらちゃんと対応しなきゃいけないと思いますけれども、そのあたりはしっかりやっていこうと思っています。

あと、カワウは御指摘いただいたように拡散して減っていないので、ここはしっかり駆除していくということは引き続きやりたいと思っています。

あと、遊漁者の減少に関して、子供さんにどう教育していくかといった、このあたり、子供さんも含めた遊漁者の増加というのは大事だと思います、このあたりについても、何ができるかよく考えたいと思っています。

それから、井出委員から、プロバイオティクスに加えてプレバイオティクスというお話を頂いたと思っています。ここもちょっと、内容を我々でよく勉強させていただいて検討したいと思っています。

それから、三浦委員からは、最初に陸上養殖の話もあったけれども、まず海とか、それから海面漁業、海面養殖業のことが大事で、その両方のことを考えるべきだというお話を頂いたと思っています。我々も正に同感でございまして、まず海とか、それから海面養殖業が中心としてあって、その上で陸上養殖というのは、これからそれを支えていく、だんだん成長していくものなので、両方をしっかり見ていくという思いでおりますので、そういう思いは一致しておるのかなというふうに思って聞いておりました。そのように表現していきたいと思います。

それから、餌が配合飼料に偏り過ぎるとか、人工種苗に偏り過ぎるということは、偏り過ぎるのはよろしくないのではないかという御意見を頂いたと思っています。このあたりも正にそのとおりで、やはりそれぞれの割合を高めていくことは大事だと思いますけれども、ただ、必要な場面というのは必ず残る部分がありますので、そこは組合せということになろうかなというふうに認識をしております。

それから、ゲノム編集のことについて御指摘いただいて、それから、ほかにもたくさん委員の先生方からゲノム編集のお話ということで伺ったんですけれども、これ、我々、まずちょっと表現がうまくなくて誤解をさせてしまった面もあるかなと思います。実はその辺、すごく気を付けておまして、ゲノム関連技術というふうにわざと書いております。必ずしも我々がやりたいのは、ゲノム編集した魚を自然界に放つということを考えているわけじゃなくて、まず一番やりたいのは、そのゲノムを使って、編集するのではなくて、ゲノムを読み解いて、読み解くことで早く優良な形質を見付けることができるという技術があるわけですので、それを使って優良な形質を早く選抜していくということをまずやりたいということでございます。ゲノム編集というのも先々の技術としてはあるんでしょうけれども、それは当然、生態系に影響が出るような形で外に出していくということは全然考えていなくて、それはきちんと生態系を保つルールがありますから、そのルールの中を逸脱して何かをするということは考えておりませんので、今後、文章を作っていく中で、きちんとそこが誤解のないように、ちゃんとした文章になるようにやっていきたいと思いますので、私の説明が足らない部分だったと思っています。

それから、新谷委員から、カキの話で、広島では過密養殖があるということで、国として厳守させるべきじゃないかという御指摘を頂いたりしたと思います。広島県さんともやり取りをしていて、なかなか強制的にというわけにはいかないんですけども、こういう問題点は、県の方に指摘したりだとか、ただ指摘するだけでは、なかなか現場の皆さんも変わっていけない面もありますので、密度を変えて養殖することでどういうふうに育つかということについて、予算的な支援なんかもして、実験なんかもやってくださいということで、そういった形で連携をしながらやっています。成果が出たら漁業者の方に示しながら、そういう方向にも移っていくということができないかということで、今取り組んでいるところでございます。

あと、事業の統合化の意味ということで伺ったと思っていますけれども、これは必ずしも資金力の強い人が弱い人を飲み込んでいくみたいなことをやりたいという、強制的にやろうとしていることでは全然なくて、自然の流れでやはり事業を、例えば辞められる方の隣にいます方がその漁場を更に広げていくというようなこともあるかと思いますが、そういう事業が円滑に移行していくようなことを進めるという意味を込めて、統合していくというふうに表現したいと思っています。

あと、種苗センターの老朽化は、引き続き支援をしていきたいというふうに思っております。

それから、前田委員からは人工種苗のお話が出たと思いますが、これは正に何度も書きましたとおり、人工種苗をしっかり力を入れていきたいと思っています。

あとは、防波堤の話は、別の者から答えさせていただきたいと思いますが、陸上養殖に関して、いろいろ需要との関係が出てくると思います。これは我々、なかなか需要を、こうだからやめなさいというわけには今いかないんですけども、国としてもしっかり届出数量を見ることになっていますので、よく見て、新しく始める方に相談とか、結構うちの課にあつたりしますので、きちんとそういう状況をお伝えするという事は引き続きやっていきたいと思っておりますし、もっと広く伝える方法というのは考えていきたいというふうに思っております。

ちょっと全部答えられていないかもしれませんが、武井委員からは、これからの輸出とかを考えると、持続可能性の高い魚種についてしっかりやっていくべきではないかというお話を頂いたと思います。魚粉の依存度の低いものを養殖していく、輸出に限らず

養殖していくというものについては、ここは技術開発をしっかりやっていきたいというふうに考えているところでございます。

あとは、釜石委員からは、労働者不足というより、漁業者の方の減少が問題じゃないかというお話を頂きました。ここも正におっしゃるとおりでありまして、漁業経営があつてこそ初めて雇用の場が生まれると思いますので、漁業経営をしっかり支えるということをやりたいというふうに思います。

それから、さけますのふ化放流に関してですけれども、これまでも、どういうふうに放流したら、戻ってきたものが、その耳石を見ながら、どういうふうな経過をたどって何が影響しているかとか、そのひも付けと放流時期のひも付け、そういうことをやってきて調べているわけでありましてけれども、それによって、水温とかプランクトンの量とどう関係するのか、そのあたりを今追跡調査をしています。このあたりをしっかり、より高めていくことをやっていきたいと思っております。

あとは、最後に後藤委員からですか。スマート水産業のデータなどをうまく使って見直しをしていくといったようなこと、表現を一步踏み込むべきじゃないかということをお願いいたしますし、種苗生産の部分抜き出して1項目立てて書くべきじゃないかといったこともお願いしております。このあたりもしっかり、頂いた御指摘を踏まえて書き方をよく検討していきたいと思っております。

以上ですかね。ウナギは、別の者から答えます。

○内水面漁業振興室長 ウナギに関して、町野委員から御質問がありました。

まず、天然と人工種苗の関係ですけれども、今後、人工種苗の使用量を段階的に増やしていくというのが我々の今考えているところでございます。究極は100%ではあるんですが、先の話かと考えております。

ただ、その間に相当、来年、再来年にできるわけじゃなくて、ある程度人工種苗と天然種苗、両方使うという状態が後々生まれてくると思います。まだ人工種苗、そこまで増えていないので、もうちょっと先になりますが、その間に、先ほど池入れ上限と別にすべきなのが正しいかどうかという御意見がありましたけれども、そもそも今の天然種苗の池入れ上限を設定するに当たっての一つの大きなロジックといいですか、論理として、天然種苗というものは、それは獲れば獲るほど全体の資源量に影響を与えるので、だから資源管理の観点から上限を設定するんだという、そういった考えで上限というものを非常に強力な形で許可制にしました。

他方、人工種苗の方は、親魚として数匹、もちろん天然種苗を使うんですけども、こちらの方は、幾ら増産しても天然資源そのものには大きな影響を与えないんじゃないかという論点が今ありまして、なので、別にまず管理した上で、つまりはそもそもの人工種苗については上限が要らないのではないかという、そういった議論があります。今後の方向性なんですけれども、ただ重要なのは、先ほど町野委員がおっしゃったところの、今の4か国地域協議の中で天然種苗の上限をそれぞれが設定しています。これは、それぞれの中国、台湾、韓国と日本との関係なので、我々の意向が全て反映されるわけではないんですけども、例えば池入れも上限を超えた場合というのがあり得て、実際に起こっている可能性はあるんですが、その場合には、例えば超えた分をそのまま放流するですとか、翌年獲り控えるとか、そういったルール化というのを明確にしないといけないとは我々は思っています。ニホンウナギは、技術も一番日本が世界の中でリードしていますし、そういった資源の管理、養殖の管理の在り方についても、日本の方で何かしら先頭に立って、なるべくいい形でやりたいとは考えております。そこはリーダーシップを取った形で、日本がもっと発揮するべきじゃないかという形では、委員のおっしゃるとおりでございます。

そういったことをやるということを今後考えていきまして、書きぶりについては、またいろいろと工夫しながら、今後進めてまいりたいと思っています。

○水産経営課長 水産経営課長です。

関委員、それから三浦委員から、近代化資金の限度額の件ですとか、経営改善漁業者への利子助成について御意見を頂きました。

近代化資金につきましては、関委員からの御発言にもありましたとおり、貸付けの限度額、法律に書いてある金額を超える貸付けが、都道府県の実情に応じて、その県の知事の承認によってできる仕組みに今なっておりますし、その要件についても見直しをするなど、使いやすくなるような方向で、これまでも改善というのを図ってきているところであります。

資金需要に対応するということで考えたときに、利子補給については税源移譲しており、都道府県の予算により行うことになっているので、資金需要に応えるには、単に限度額をどうするかということよりも、いかに県が利子補給の予算を確保できるようなことを考えていくかというところがポイントだと思っております。正にこの58ページの方角性にも書いてありますとおり、都道府県や関係団体と意見交換、情報交換、連携を密にして、どう

いったことをする必要はあるか、資金需要に応えるために何が必要かというところをより具体的に考えていきたいというふうに思っております。

経営改善漁業者に対する利子助成につきましては、先ほどの説明のとおり、経営改善漁業者、新規認定が増えてきているという状況の中で、要望に応え切れていないというような御意見を頂いて、正に令和8年度予算において経営改善漁業者向けの利子助成の融資枠を、30億円、大幅に拡大するというところをございます。その拡大した後の状況を見ながら、どういった支援が必要かということは引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

漁協の経営基盤の強化について、次回予告ということで関委員から御発言がありました。またそれは次回議論ということにさせていただきたいと思いますが、窪川委員からは漁協版の共済という話がありました。委員からの御意見の中にもありましたとおり、長期的には漁業者の漁獲を増やしていく、漁業者の経営が安定していくことによって、組合員の経営が安定して漁協の経営もというところだと思っております。漁協の運営経費の負担は、一義的には組合員さんの御理解を頂いた上で賦課金でというところだと思っておりますが、経営改善が必要な漁協に対する金融の支援ということも今やっているところですので、そういったところは活用いただくということもできるということは、申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○企画課長 すみません、企画課長です。

2点ほど、釜石委員からお話があった点なんですけれども、担い手について、先ほど栽培養殖課長が触れていただきましたけれども、就業者の養殖業の方の動向を紹介させていただきます。

前回の企画部会の資料の2ページ目に付けさせていただいたんですけれども、まず、漁業と養殖業全体では、2013年に漁業就業者数18万人、2018年に15万人、2023年に12万人ということで、3万人ずつ減っていくようなペースで減少しております。これを養殖業だけで見ますと、2013年が4万1,000人、2018年が4万人、2023年が3万3,000人ということで、養殖業に限って見ますと、2013年から2018年にかけてはほとんど減っていなかったんですけれども、2018年から2023年にかけてはかなり大きく減っているということで、おっしゃるとおり、直近のところで養殖業に携わる就業者の方の数が減っているというところは御指摘のとおりかなと思っております。

それと、燃油セーフティーネット事業について御質問ありましたけれども、これは、国と漁業者が基金を積み立てて、価格高騰時に補填を受けられるというものでありますが、外地で給油した場合も制度上は対象となっております。ただ、制度上対象となっておりますけれども、外地で給油した場合、外地の燃油が非常に高かったので高く補填するとか、そういうことは行っておりませんで、あくまで漁業者の責に帰さない国際的な原油価格の動向が経営に与える影響を緩和するという視点で行っている事業でありますので、給油地が違ふとか、そういうことで補填金が変わるとか、そういう制度ではございません。

○漁港漁場整備部長 漁港漁場整備部長です。

2点ほどあります。

内水面の渡部委員からありました浜プラン、県の方は認識が薄いのではないかと、あとは内水面はプランが作りにくいということでございました。

漁業者の所得向上というのは、一番重要な一つの指標であります。一方で、例えばそのための手段を規定しているものではなくて、例えば付加価値を付けるであるとか、あとは生産コストを下げるとか、いろんな所得の生み出し方があると思います。この辺のところについて県が少し認識が薄いのではないかとということでしたので、これは理解促進に努めたいと思います。

あとは、前田委員がおっしゃった、沖合の養殖なり漁業権があるところに波があるのではないかと、これに消波堤をとということでございました。

これも声としてはあります。事業費が掛かるものですから、おおむね県とか市町村、やっぱり行政がやる場合が多いです。広域的に波がない静穏度を生み出そうという施策、これも支援が可能ですので、これもしっかり進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○管理調整課長 管理調整課長です。

一番最後に事務局の方から披露があった水本委員の質問内容というか、御意見です。モジャコ漁の話、本年の漁期は終了しておりますが、本漁期の獲れ方が、よくなかったというのは事実です。結果として、ブリ養殖業者の望む数量に対する充足率というのも低いレベルにとどまっているということです。

モジャコにつきましては、令和3年に今回を上回るような大きな不漁がありまして、そのときにいろいろシステムみたいなものも検討した結果として、昔から知事許可漁業でやっているんですけれども、その漁期について、それまでは横並び的な規制があったんです

けれども、それを全てもう取っ払って、県知事の裁量で柔軟に漁期設定ができるようにしたと。それからもう一つは、知事管理ですので、ほかの県の海域へ行こうと思えば、これはほかの漁業でもありますけれども入会ということになりますので、そこは県間で、いろいろやり方はありますけれども柔軟に調整してくださいということで今に至るということです。

結果としては、今季は不漁だったということですが、モジャコ漁については、常設の関係県と水産庁との間で情報交換したり、来る漁期の対応を考えていくような調整の場がありますので、来漁期に向かってより柔軟にということで、充足率を高めていくように、どういうことができるかということを検討してまいりたいと思います。

委員の御意見の中にもありましたけれども、種苗確保が不安定では安定した生産は望めませんというのはおっしゃるとおりだと思いますので、来漁期は、そういったところも踏まえつつ対応を進めていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木部会長 御説明ありがとうございました。

本議題はここまでとさせていただきます。

では、その他として、事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○企画課長 本日も御審議いただきありがとうございました。

次回の第120回企画部会は、8月27日木曜日の開催を予定しております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○佐々木部会長 それでは、以上をもちまして本日の企画部会を終了したいと思います。

皆様、本日も誠にありがとうございました。